

平成25年 第1回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成25年1月22日(火) 午後1:30~午後2:15
2. 開催場所 : 役場庁舎2階 委員会室
3. 出席委員 (6人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	欠員
〃	3	工藤 昭治
〃	4	前山 勝造
〃	5	小坂 敏
〃	7	佐藤 光男
職務代理者	9	長根 孝衛

4. 欠席委員 (3人)
2番 村下 健治 6番 小澤 守昭 8番 川代 恵則
5. 会議書記
事務局長 熊谷 誠悦
事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第1号 農用地等売買あっせん結果について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

7. 会議の概要

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います 唱和の音頭を、5番 小坂 敏 君 をお願いします。</p>
	(憲章の唱和)
議 長	<p>定足数に達しておりますので、これより平成25年 第1回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、配布のとおりであります。</p> <p>日程第1、議事録署名 委員の指名についてを議題とします。</p> <p>議事録署名 委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p>
	異議なしの声あり
	<p>それでは議事録署名委員には、7番 佐藤 光男 君 並びに 9番 長根 孝衛 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告)
議 長	<p>次に、日程第3 報告第1号 農用地等売買あっせん結果についてを報告します。</p> <p>それでは、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第3 報告第1号 農用地等売買あっせん結果について説明します。</p> <p>あっせん申出者の事情により、あっせん売買したいと言うことで、H24年12月19日にあっせん委員会の結果、双方での売買が成立したものであります。</p> <p>詳細についてはあっせん調書に記載のとおりでありますので参考にしてください。</p>
議 長	<p>次に議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。</p> <p>それでは、受付番号1号から4号までを一括審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、売買2件、贈与1件、使用貸借1件であります。</p> <p>受付番号1号については9筆で使用貸借申請したものであります。農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積については、議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、P6からP8に許可申請書の写し、申請地の位置図、P17に農地法3条1項の調</p>

	<p>査書をそれぞれ添付してありますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、いずれも農地として耕作されていて譲渡人・譲受人は、親と子の関係であります。農業者年金の関係での使用貸借と言うことであります。譲受人の経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など別紙農地法第3条の調査書記載のとおり許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>受付番号2号のこの申請農地については、平成24年12月19日にあっせん委員会に於いて成立した件で売買申請された2筆であります。</p> <p>申請地は買受人の農地の隣接地であり作業効率上から見て問題ないと考えます。農地の所在、地目、面積、住所、氏名、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>現地の状況は、耕作放棄地となっておりますが、買受人の権利農地と隣接であるため、利便性がよく、農用地すべての効率的利用や農作業への常時従事など各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、P9からP10まで関係資料を添付していますので参考にしてください。</p> <p>受付番号3号の申請農地は祖父から孫への贈与申請であります。</p> <p>筆数は9筆であります。借受人が新規就農者であり農地を拡大したいと言うことで贈与申請されたものであります。農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積については議案書記載のとおりであります。</p> <p>農用地すべての効率的利用や、農作業への常時従事など、各要件を満たしていると考えます。P11からP14まで関係資料を添付していますので参考にしてください。</p> <p>受付番号4号は売買の申請であります。</p> <p>買受人は、以前からこの農地を借りて耕作しており、利用効率上から見て問題ないと考えます。農地の所在、地目、面積、住所、氏名、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>なお、買受人の経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。P15からP16に許可申請書の写し、申請地の位置図、P18に農地法3条1項の調査書をそれぞれ添付しておりますので参考にしてください。</p>
議長	ただ今の事務局説明について質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議長	<p>それでは、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号1号から4号までを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なしの声あり

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第1号、受付番号1号から4号まで原案のとおり承認することに決定いたしました。 以上をもって、平成25年 第1回 新郷村農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
-----	--

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

議 長

署名者

署名者